

務第 811 号  
平成 17 年 3 月 28 日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

総合企画室の設置に関する要綱の制定について（通達）

岐阜県警察における組織・業務等に関する企画、調整機能を総合的に発揮するため、このたび、別添のとおり「総合企画室の設置に関する要綱」を制定し、平成 17 年 4 月 1 日から運用することとしたので、その効果的な運営に配慮されたい。

別添

## 総合企画室の設置に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、総合企画室の設置について必要な事項を定め、岐阜県警察の組織・業務等に関する総合的な企画、調整等を図ることを目的とする。

### 第2 設置

警務部警務課（以下「警務課」という。）に総合企画室を設置する。

### 第3 任務

- 1 組織・業務等に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 組織・業務等の見直し及び改善に関すること。
- 3 知事部局等関係機関との連絡調整に関すること。
- 4 その他特命に関すること。

### 第4 編成

- 1 総合企画室は、室長及び室員をもって構成する。
- 2 室長には総合企画官を充て、室員には警務課企画担当者、監察課企画担当課長補佐並びに警察本部各部及び総務室の庶務担当課（以下「庶務担当課」という。）に勤務する企画担当課長補佐により構成し、その編成は別表のとおりとする。
- 3 監察課企画担当課長補佐及び庶務担当課に勤務する企画担当課長補佐は、警務課を兼務する。

### 第5 運営

- 1 室長は、総合企画室の事務を統括管理し、室員を指揮監督するとともに、各所属との連絡調整に当たる。
- 2 室長は、必要に応じて総合企画会議を召集し、その議事を主宰する。
- 3 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者に対し、総合企画会議への出席又は資料等の提出を求めることができる。

### 第6 庶務

総合企画室の庶務は、警務課企画第二係において行う。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日付け務第 811 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日付け務第 191 号）

この要綱は、平成 21 年 3 月 16 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日付け務第 268 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日付け務第 1025 号）

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日付け務第 310 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表

総 合 企 画 室 編 成 表

| 区 分 | 部 門   | 所 属     | 職 名 ・ 係                      |
|-----|-------|---------|------------------------------|
| 室 長 | 警 務 部 | 警 務 課   | 総合企画官                        |
| 室 員 | 警 務 部 | 警 務 課   | 企画担当課長補佐<br>企画担当係長<br>企画担当主任 |
|     |       | 監 察 課   | 企画担当課長補佐                     |
|     | 総 務 室 | 総 務 課   | 企画担当課長補佐                     |
|     | 生活安全部 | 生活安全総務課 | 企画担当課長補佐                     |
|     | 地 域 部 | 地 域 課   | 企画担当課長補佐                     |
|     | 刑 事 部 | 刑事総務課   | 企画担当課長補佐                     |
|     | 交 通 部 | 交通企画課   | 企画担当課長補佐                     |
|     | 警 備 部 | 警備総務課   | 企画担当課長補佐                     |